

**2021年4月から
認定医プログラムにご参加の方へ**

特例措置概要（2021年4月～ 認定医プログラム参加者）

現制度から新制度への移行に対する特例措置が適応されます。

② 認定医をまだ取得していない方

1. 業績実績単位を13単位取得後、認定試験（2026年4月開始）に合格することで、新制度の認定医へ移行することができます。
2. 13単位取得後、試験を受けずに現行の認定医取得を希望される場合は、現行プログラムに基づき有料となります（※**獣医療広告については制限の対象となりますのでご注意ください**）。
認定期間は2030年3月まで有効としてサポートいたします。
3. 2の現行認定医を取得された後、2030年3月までに新制度認定医へ移行されない場合、
または2030年4月以降に業績実績単位13単位取得を取得した場合、
「2021年度～*年度 認定医教育プログラム修了証」を発行いたします
（*には修了年度が記載されます）。
4. 新制度への移行に伴う費用は学会が負担いたします。試験の受験期限や受験回数
の制限はなく、受験料は無料です。

特例措置概要 (2021年4月～ 認定医プログラム参加者)

※移行期間のため、2026年度の試験合格後はなるべく早い段階で新制度認定証を発行予定です (= 認定開始日)

